

## 生活習慣病管理料(Ⅱ)(糖尿病が主病の患者様)

生活習慣病管理料(Ⅱ)について糖尿病の重症化予防を推進する観点から、眼科または歯科を標榜する他の医療機関との連携を行う場合

(新)

### 眼科医療機関連携強化加算(年に1回) 60点

糖尿病を主病とする患者様に対して診療に基づき糖尿病合併症の予防、診断または治療を目的とする眼科診療の必要性を認め、患者様の同意を得て、患者様が眼科を標榜する他の医療機関への受診を行うにあたり必要な連携を行った場合に算定いたします。

(新)

### 歯科医療機関連携強化加算(年に1回) 60点

糖尿病を主病とする患者様に対して診療に基づき糖尿病合併症の予防、診断または治療を目的とする歯科診療の必要性を認め、患者様の同意を得て、患者様が歯科を標榜する他の医療機関への受診を行うにあたり必要な連携を行った場合に算定いたします。

#### ※算定がされる日

- ・患者様に眼科・歯科の保険医療機関に対して診療状況を示す文書を添えて患者の情報提供を行います。
- ・患者様と相談の上、眼科・歯科診療への必要性について十分な説明を行います。
- ・眼科・歯科へ受診される予定日を定めます。
- ・次回の診療時に眼科・歯科へ受診された受診状況について確認した場合に算定されます。

(受診内容は診療録に記載・文書等があれば添付)